

第 11 章 その他

第 1 節 不法投棄

1. ゴミゼロ運動

毎年 5 月 30 日を中心として、道路や空き地に散乱した空き缶等の一斉清掃を行い、ごみの散乱防止、自然環境・街の美観を守ることを目的として、ゴミゼロ運動を実施しています。

令和 5 年度のゴミゼロ運動は令和 5 年 5 月 28 日に実施し、収集量 8.10t、参加人数 5,730 人でした。

2. ポイ捨て対策

「四街道市まちをきれいにする条例」いわゆるポイ捨て禁止条例が平成 11 年 11 月 1 日から市内全域を対象に施行され、空き缶及び吸い殻等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、自動車等の放置や不必要なアイドリングが禁止されました。

この条例は、市民、事業者、土地所有者・占有者・管理者、本市を訪れるすべてが対象となり、ごみのポイ捨てをすると 2 万円以下の罰金を科せられることがあります。

(1) 美化推進重点地区

本市では、四街道駅周辺から千葉盲学校前交差点までを美化推進重点地区に指定しました。市から委嘱された「美化推進員」が、重点地区内の見回りやごみの散乱防止に関する啓発、指導、散乱状況の調査等を行っています。

(2) 放置自動車

本市では、道路端などに放置され、人や車の通行の邪魔をし、事故を招くなどさまざまな問題を引き起こしかねない放置自動車について、処理基準、撤去、処分、罰則規定を定めています。

所有者が不明な場合は「四街道市放置自動車廃物判定委員会」にかけ、廃物と認定された自動車は市で撤去・処分し、廃物と認定されなかった自動車は、6 ヶ月間保管し、その間に所有者が判明しない場合は市が処分します。

3. 不法投棄の防止

道路、空き地、山林等に産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄が絶えません。不法投棄されるごみは、建築廃材、タイヤ、電化製品、商店ごみのほかに、家庭からの一般ごみもあります。

本市では、不法投棄の未然防止のため、道路沿い、空き地、山林等に立て看板を設置するとともに、土地所有者等に管理徹底の啓発を行っています。市職員が週 3 日程度、野焼き・不法投棄のパトロールを併せて実施し、産業廃棄物・一般廃棄物及び残土の不法投棄防止に努めています。

なお、令和 5 年度に市が処理した不法投棄件数は 160 件、不法投棄量は 6.78 t でした。

第2節 森林・公園等の整備

1. 市民の森

図表 11-2-1 市民の森

名 称	面積 (m ²)	場 所
栗山市民の森	12,060	栗山小学校・県営住宅付近
物井市民の森	3,642	物井三叉路付近

2. 保存樹木・樹林

都市化に伴い、豊かな緑は減少傾向にあります。残された緑を保護するとともに、回復させることが重要で、積極的に取り組む必要があることから、市内の樹木や樹林など保全価値の高いものを対象に保存樹木・樹林として指定しています。

図表 11-2-2 保存樹木・樹林

名 称	本数又は面積	代表的な場所・名称
樹 木	37 本	吉岡福星寺のしだれ桜
樹 林	8,637 m ²	亀崎熊野神社境内

3. 公園整備状況

市内には、171 箇所、52.6ha の都市公園があります。

図表 11-2-3 公園整備状況

種 別	箇 所	面積 (ha)	代表的な公園・緑地
街区公園	163	18.0	
近隣公園	6	11.2	美しが丘近隣公園
地区公園	1	4.1	四街道中央公園
総合公園	1	19.3	四街道総合公園
都市緑地	47	21.3	池花緑地
合 計	218	73.9	

第3節 公害苦情

1. 公害苦情の現状

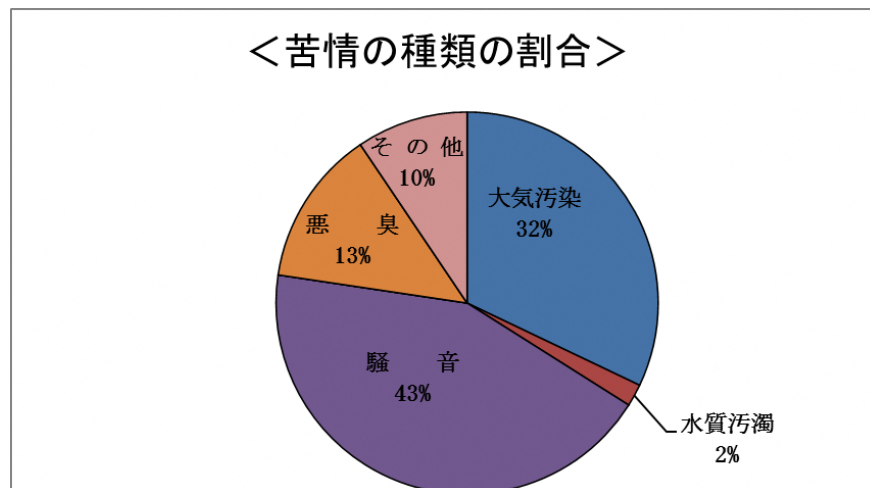
公害に関する苦情は、毎年 50 件を超えています。種類別では、大気汚染や騒音についての苦情が多くなっています。

図表 11-3-1 公害の種類別苦情件数

公害の種類	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大気汚染	17	19	20	27	23	24	17
水質汚濁	1	1	2	0	0	1	1
土壌汚染	1	0	1	1	0	0	0
騒音	29	27	25	33	17	21	23
振動	1	1	0	1	2	4	0
悪臭	16	17	7	12	7	8	7
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	3	11	6	1	2	5
計	67	68	66	80	50	60	53

※大気汚染及び悪臭には野焼きも含み、騒音には航空機騒音も含みます。

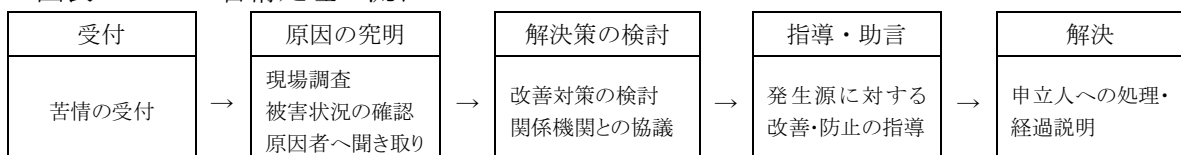
図表 11-3-2 苦情の種類の割合（令和5年度）



2. 公害苦情の対策

苦情処理においては、適切な解決を図るため被害申立者の主張を十分に聞き、苦情の内容を検討したうえで現場調査を行い、被害の状況や発生源の状況を確認し、原因者への聞き取りを行ったうえで、処理にあたっています。

図表 11-3-3 苦情処理の流れ



第4節 環境衛生

1. 食品衛生

食中毒の発生は、夏期（6月～9月）に集中しています。平成26年度以降に多く発生している食中毒の原因菌としては、「ノロウイルス」「カンピロバクター」「アニサキス」等があげられます。

食中毒を未然に防ぐには「細菌をつけない（清潔、洗浄）」、「細菌を増殖させない（迅速、冷却）」、「細菌をやっつける（加熱、殺菌）」という食中毒予防の3原則をきちんと守ることが重要です。

2. 動物愛護

近年、犬や猫による苦情・トラブルが増加しています。犬や猫の飼い主には、動物のくせをよく理解して、まわりの人たちに迷惑をかけないように、次のことを守ってもらうように啓発しています。

- ・ 飼い犬は狂犬病予防注射をし、登録を済ませましょう（所有者を明らかにしましょう）。
- ・ 放し飼いは絶対にやめましょう（猫は屋内飼育をしましょう）。
- ・ ふんの後始末はきちんとしましょう。
- ・ 飼い犬のしつけをきちんとしましょう。
- ・ むやみに繁殖させないようにしましょう（不妊去勢手術をすることをお勧めします）。
- ・ 最期まで責任をもって飼いましょう。

図表 11-4-1 犬の登録数等

年度	犬の登録総数	犬の予防 注射頭数	予防注射 接種率	不妊・去勢手術	
				助成犬	助成猫
H26	5,235 頭	3,729 頭	71.2%	102 頭	234 匹
H27	5,098 頭	3,665 頭	71.9%	98 頭	202 匹
H28	5,121 頭	3,593 頭	70.2%	64 頭	136 匹
H29	4,943 頭	3,614 頭	73.1%		
H30	4,946 頭	3,513 頭	71.0%		
R1	4,955 頭	3,579 頭	72.2%		
R2	5,009 頭	3,225 頭	64.4%		
R3	5,034 頭	3,510 頭	69.7%		
R4	5,324 頭	3,400 頭	63.9%		
R5	5,688 頭	3,439 頭	60.5%		

※平成28年度をもって、犬猫不妊手術助成金制度を廃止しました。

第 5 節 放射能

1. 空間放射線量の基準

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が定められたことを受け、環境省は「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」を策定しました。この基本方針の土壌等の除染等の措置に関する基本的な考え方において、追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量）が、年間 20 mSv（ミリシーベルト）未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下（毎時 0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）以下※）を目指すこととしています。

本市による空間放射線量の測定結果や、文部科学省による航空機モニタリングの調査結果等から、本市は面的には空間放射線量が毎時 0.23 μ Sv 未満の地域となっています。

※線量の換算について（「毎時 0.23 μ Sv 以下」と定める根拠）

1 日のうち屋外に 8 時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定し、追加被ばく線量年間 1 mSv を一時間あたりに換算すると、毎時 0.19 μ Sv となります。…（式 1）

しかし、測定される放射線には、自然の大地にもともと存在する放射線（毎時 0.04 μ Sv）も含まれます。このため、年間の追加被ばく線量が 1 mSv となるのは、測定器による測定値が毎時 0.23 μ Sv となる場合であることが算出されます。…（式 2）

（式 1）年間 1 mSv $\div$ 365 日 $\div$ （8 時間 + 0.4 $\times$ 16 時間）＝毎時 0.19 μ Sv

（式 2）0.19 + 0.04（自然分）＝毎時 0.23 μ Sv

2. 市内各施設の空間放射線量

本市では、平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、同年 5 月末より市内の保育施設、小中学校、公園等の各施設の空間放射線量を測定していましたが、測定値が目標値を下回り、安定的に推移していることから、令和 2 年度で測定を終了しました。

平成 23 年度から令和 2 年度までの測定結果等については、以下の通りです。

（1）測定方法

測定地点：施設の代表的な 1 地点（校庭の中心等）。

測定方法：50cm の高さで 5 回測定し、その平均値を測定結果とします。

（2）測定施設

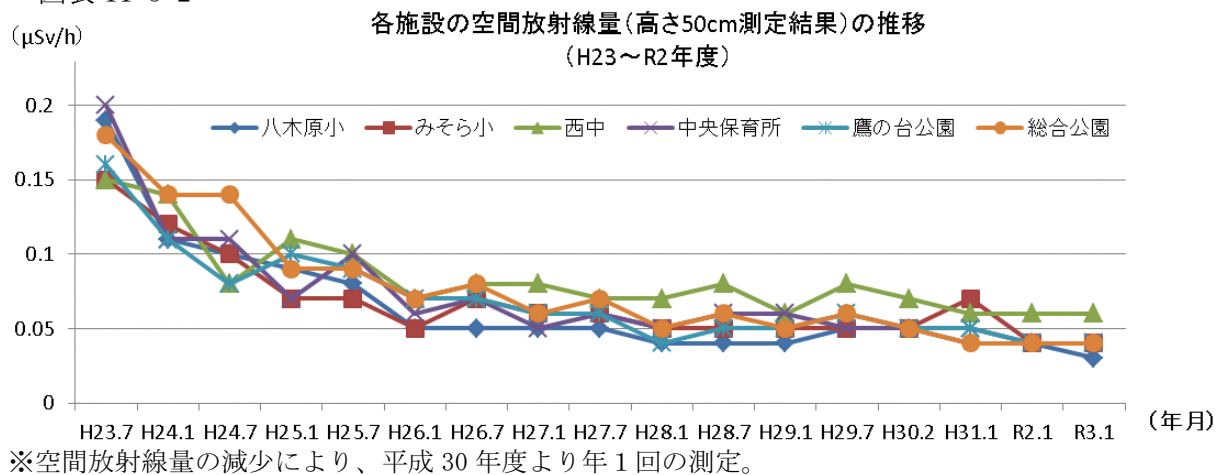
図表 11-5-1 測定施設

施 設	地点と地面の形状	住 所
八木原小学校	グラウンド（土）	千代田 5-4
みそら小学校	グラウンド（土）	みそら 2-13
四街道西中学校	グラウンド（土）	大日 23
中央保育所	園庭（土）	鹿渡 895-33
鷹の台公園	広場（芝地）	鷹の台 2-36
四街道総合公園	自由広場（芝地）	和田 161

(3) 測定結果

各施設の空間放射線量は、平成 25 年度末頃まで減少傾向を示し、その後はほぼ横ばいの値となっています。

図表 11-5-2



3. 空間放射線量測定器の貸出し

本市では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、市民が自身で身近な生活環境の空間放射線量を把握できるよう、測定器の貸出しを行っています。

図表 11-5-3 測定器貸出実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	6	7	3	2	2	1	0	1	0	0